平成26年度 事業計画

公益法人として会員のための以下の事業を推進し、県土の均衡ある発展に寄与します。

1 定時総会及び理事会の開催

- (1) 事業計画・予算及び運営に関する事項を決定し報告を行います。
- (2) 都市計画事業に精励し協会運営に功績のあった会員及び役職員を表彰します。

2 都市計画事業に関する情報の収集および提供

- (1) 岐阜県及び会員である市町との連携を図り、都市計画事業に関する情報収集・提供に努めます。
- (2)「まちづくりだより」の発行、HP活用、CM放送など組合事業の情報提供や保留地処分のPRに 努めます。
- (3) これまでに収集したまちづくり情報を活用したデジタルマップの策定、配布を行います。
- (4)「協会だより」「パンフレット」などを発行し、情報の共有に努めます。
- (5) まちづくりに関するアンケート等により住民ニーズを把握するとともに住民協働のまちづくりを 推進します。
- (6) 組合事業の立ち上げから事業完了までの記録を収集し事業の歴史を取りまとめます。

3 都市計画事業に関する研修及び講習会の開催

- (1) 都市計画事業の技術と知識の向上を図る研修会、勉強会を開催します。
- (2) 先進地におけるまちづくりの事例等の視察研修会を開催しまちづくり知識の向上を図ります。
- (3) 土地区画整理事業設立準備地区の地権者を対象とした先進地の視察研修を行います。
- (4) 児童から高齢者まで「出前講座」を開催することでまちづくりの歴史や経緯を学ぶ場を提供します。
- (5) 技術力向上に向け研修会、講習会への参加支援を行います。

4 都市計画事業の普及および啓発

- (1) 未整備地区のまちづくり将来像の明確化を図り、普及・啓発の方針を策定します。
- (2) 関係市町と連携した説明会や個人説明会等を開催し、住民の意識向上と合意形成に努めます。
- (3) まちづくり経験者の知識や過去のまちづくりの経験を活かし、まちづくりリーダー育成に努めます。
- (4) まちづくり協議会、準備委員会等の規則策定や設立及び運営による事業普及に努めます。
- (5) まちづくりアドバイザー制度を活用した相談や講演等による事業の普及啓発を推進します。

5 都市計画事業に関する調査、研究及び発注者支援

- (1) まちづくりの現状把握と問題整理を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための調査・研究を行います。
- (2) 用地買収が不可能な地籍混乱地区での地籍整備型土地区画整理事業や、街路整備に伴う周辺地区の土地活用の問題に対応する沿道整備街路事業など、新たな事業を推進します。
- (3) 事業実施が困難地区の現状把握と評価分析に基づく調査、研究を行います。
- (4) 行政と連携し都市の空き家の現状と利活用、地域活性化に向けた調査研究を行います。
- (5) 測量、補償調査、設計・積算・施工運営監理・組合事務運営など発注者支援を行います。